

新潟県中越沖地震に伴う本学受験生 及び在校生への特別措置について

学校法人東京聖徳学園では、聖徳大学大学院、聖徳大学、聖徳大学短期大学部、聖徳大学幼児教育専門学校、聖徳大学附属中学・高等学校、聖徳大学附属聖徳中学・高等学校で、新潟県中越沖地震災害救助法適用地域において、保護者が被害を受けた本学受験生及び在校生に対する特別措置を実施いたします。

※聖徳大学幼児教育専門学校、聖徳大学附属中学・高等学校、聖徳大学附属聖徳中学・高等学校については、各事務室へお問合せください。

※通信教育部については、<http://www.seitoku.jp/tk/index.html> TEL : 047-365-1200（通信教育部 直通）までお問合せください。

聖徳大学大学院、聖徳大学、聖徳大学短期大学部

【受験生】

(1) 被害を受けた本学受験生に対し、罹災（被災）証明書（写しでも可。以下証明書という。）の提出をもって、以下の特別措置を講じます。

- ①入学検定料を無料とします。
- ②20年度の入学金、授業料、施設費、教育充実費を2分の1とします。

(2) 願書や調査書などの書類が間に合わない、入試日に試験場に行くことが出来ないなど、災害救助法適用地域からの大学・短期大学部受験生に対し、証明書の提出をもって、以下の特別措置を講じます。

- ①指定校推薦、公募推薦、地域特別推薦入試は、作文・面接を免除し、書類審査のみによる入試へ変更します。

なお、その他の入試については大学・短期大学部受験生は下記アドミッションセンターまでご相談ください。

問合せ先 0120-66-5531（フリーダイヤル/携帯・PHSからも通話できます）

【在校生】

被害を受けた地域に保護者の家庭がある本学在校生に対し、証明書の提出をもって、以下の特別措置を講じます。

19年度後期・20年度前期の授業料、施設費、教育充実費を2分の1とします。

詳細については、学生課までお問合せください

以上